

正副会長の活動状況

知財立国構想のカギ

— 弁理士と弁理士会についての適正な情報管理

平成 20 年度 日本弁理士会副会長 正林 真之

[情報企画委員会]

弁理士情報を的確に検索するためのツールである「弁理士ナビ」。これをメンテナンスし、改良していくのは、情報企画委員会の重要な任務の一つです。以前は、「更新が遅い」とか「情報量として十分ではない」というような批判も聞かれたようでしたが、最近ではなくなってきていると思います。

また、継続研修の履修状況も公表されることと併せて、日本弁理士会の個人情報保護方針の改訂にも着手しました。加えて、テレビ会議システムの利用の増進、会員情報の電子化の促進等も視野に入れて活動をしています。

[防災会議]

防災会議というと、年に一度の防災訓練を実施するところ、というイメージが強いのではないかと思います。しかしながら、弁理士業の場合には、災害にあったときの情報の保全ということが重要な命題としてあります。その復旧費用や復旧手順といったようなことも、実際の業務を行う上では大切なことですので、それらも防災マニュアルに含めるように活動しています。

また、被災地に対しては、そこに事務所を構える会員に対して安否確認メールを送ることもしています。最近の地震は休日に起こることが多く、返信がなかなか来ずにヤキモキすることもあります。

ところで、事務所は無事であったとしても、自宅が被災してしまって「仕事どころではない」というような場合は、どうなるのでしょうか？ 他にも、自分の家族が…、重要な所員が…、支所が…、というように、自分は大丈夫であったとしても、色々な事情により業務上の支障が出るようなことも考えられます。こうしたことについて、特許庁に対して法定期限延長のための不責事由についての要請をしたり、必要な場合には被災地への災害募金の手配をしたりするのも、防災会議の仕事です。

[知財コンサルティング検討委員会]

弁理士の活動領域を広げるにあたって、そのために必要な基礎的な知識やスキルというのは何か、ということの研究するのが活動内容です。そして、それについて「知財経営」、「産学連携」、「ブランド戦略」及び「知財シンクタンク構想」といった側面から切り出して調査・研究をすることとしています。まだ企画立案段階には至ってはいませんが、弁理士業界の更なる飛躍発展のために活動をしています。

なお、ここでは知財人材の育成の一環として「知財ビジネスアカデミー (IPBA)」の企画・運営も行っています。これから自分を「より深く、より高く、より広く」成長させたいと考えられている方は、自分への

投資の一環として、知財ビジネスアカデミー (IPBA) への参加を考えられてみてはいかがでしょうか。

[ソフトウェア委員会、バイオライフサイエンス委員会]

特許委員会が設けられているのとは別に、これらの分野において実務系委員会が特に設けられているのは、ソフトウェアとバイオライフサイエンスがこれからの我が国の将来を担う大事な技術分野であると考えられているからです。

ソフトウェア委員会では、発明の成立性や進歩性の基準についての国際比較をしたものを、今年度の初頭に海外 (ミュンヘン) にて発表してきました。バイオライフサイエンス委員会では、この分野の発明を適切に保護するとなると、種苗法が絡んできたり、寄託の問題があったりと、特殊な事情があります。

また、ソフトウェア発明については文科省、バイオ発明については農水省といったように、他省庁との連携もとらねばならないところは、両者共に共通しており、それが活動を難しくもさせ、面白くもさせ、といったところです。

[インターン制度運営委員会]

昨年度に構築された「日本弁理士会のインターン制度」ですが、滑り出しは好調で、是非ともインターン制度を利用したいと名乗りを上げる事務所が多数出ました。その結果、受入れ事務所のほうがインターン候補生よりも多くなってしまい、何人かの会員の方々の期待に添えない結果となってしまいました。

今年度は、こうした結果も踏まえ、周知の時期の前倒しやインターン対象者の拡充を図るなどの改善をしていきたいと思っています。改善にあたっては、皆様の要望を吸い上げるために、アンケート等を通じて適宜情報収集を図っていきたいと考えておりますので、その際にはどうかご協力のほう、よろしくお願い致します。

[監事会]

日本弁理士会の執行役員会で議決され、執行された事項については、すべて監事会の監査を受けることとなります。会計の上でも会務の上でも、適性かつ適法な運用がなされているのかが監査され、その監事会を通ったものが公のものとなります。

監事会の監事は、弁理士会内部の監事と外部監事とからなり、弁理士会の内部監事は会長経験者や副会長経験者が殆どですから、日本弁理士会の会務にも精通しています。そして、そうした厳しい監査の目をくぐることができないような起案は通らず、修正されたり取り下げられたりします。このようにして、会の適正な運用が確保されているというわけです。